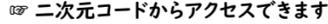


# 市内・区内での転居に関する手続き

「広島市手続きガイド」でスマートフォン等から必要な手続きや持ち物等を確認できます。  
 二次元コードからアクセスできます



(担当課欄に※印のある事項は、住所地を管轄する出張所でも手続きができます。)

チェック	必要な手続き	お持ちいただくもの	手続きのしかた・手続きの必要な方	担当課
住民票の変更	転居届	本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)	引越した日から14日以内に、新旧いずれかの住所地を管轄する窓口へ届出をしてください。 マイナンバーカード、在留カードまたは特別永住者証明書に新住所等を記載しますので、異動される方全員のカードを持参してください。マイナンバーカードは、暗証番号の入力が必要となります。	※ 区市民課
	転居届(外国人住民の場合)	在留カードまたは特別永住者証明書、マイナンバーカード(お持ちの方)		

以下の手続きは該当する方のみが必要になります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

印鑑	印鑑登録の住所変更手続き	転居届により印鑑登録は自動的に住所変更されますので、手続きは不要です。		※ 区市民課
マイナンバーカード・電子証明書	マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(写真付き)の記載事項変更手続き	マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(暗証番号の入力が必要となります。)	マイナンバーカード又は住民基本台帳カードの記載事項の変更の手続きをしてください。本人または同一世帯員以外の方の場合は手続き方法が異なりますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。 ※住民基本台帳カードの発行は、平成27年12月で終了しましたが、住民基本台帳カードの有効期限まではご使用になれます。	※ 区市民課
	公的個人認証サービス(電子証明書)	マイナンバーカード(署名用電子証明書用の暗証番号の入力が必要となります。)	住所の変更があったとき、自動的に署名用電子証明書が失効します。引き続き署名用電子証明書を必要とされる場合は、申請が必要です。原則、ご本人からの申請となりますが、転居届の際に委任状等があれば同一世帯員又は法定代理人の方が手続きを行うことができます。詳しくは窓口にお問い合わせいただくか、広島市ホームページをご覧ください。 ※新住所地を管轄する窓口での申請となります。  広島市ホームページ (ページ番号15001)	
国民健康保険	国民健康保険の住所変更手続き	国民健康保険証、マイナンバーカード等、本人確認書類	転居届と同時に手続きされるか、引越し先の区役所で手続きをしてください。	※ 区保険年金課
国民年金	国民年金の住所変更手続き(加入されている方)	転居届により自動的に住所変更されますので、手続きは不要です(第2号被保険者は勤務先で、第3号被保険者は配偶者の勤務先で手続きをしてください。) ※保険料の納付方法は、転居前と同じです(納付書は転居前に受け取ったものを続けて使用できます。口座振替やクレジットカードの登録も継続します。)。納付方法の変更等は、窓口へお問い合わせください。 ※退職後に年金加入手続きをしていない場合は届出が必要です。		※ 区市民課
	国民年金の住所変更手続き(受給待機中の方)	原則、届出は不要です。ただし、マイナンバーが収録されていない方は届出が必要です。不明な場合には年金事務所へお問い合わせください。なお、共済年金受給者は各共済組合へご連絡ください。		
	国民年金の住所変更手続き(受給されている方)			
水道・下水道	水道の使用開始・中止手続き	使用開始・中止(予定)日の3~4日前までに、引越お客さま受付センター(Tel082-511-5959)へご連絡ください。また、水道局ホームページからも24時間お申し込みいただけます。		水道局各営業所
	地下水(井戸水)による下水道の使用開始・中止手続き	地下水(井戸水)を利用して、下水道の使用を開始・中止する場合は、使用開始・中止(予定)日までに、下水道局管理課へご連絡ください。(Tel082-241-8258)		下水道局管理課
子育て	小中学校の転校手続き	学区外へ転居された場合、転居届の際に入学通知書を発行します。前校からの書類(在学証明書等)と入学通知書を転居後の学区の学校へ提出してください。その他やむを得ない事情により指定学校の変更等を希望される場合は申請してください。		※ 区市民課 教育委員会 学事課 学校
	児童手当の手続き	転居届により自動的に住所変更されますので、手続きは不要です。ただし、児童と別居する等、養育状況が変わる場合は、手続きが必要ですので、窓口にお問い合わせください。		区福祉課
	児童扶養手当の住所変更手続き	手当証書、住居の賃貸借契約書等	引越し先の区役所の担当課で手続きをしてください。詳しくは、窓口へお問い合わせください。	※
	こども医療費受給者証の住所変更手続き	受給者証、健康保険証	引越し先の区役所の担当課で手続きをしてください。	
	ひとり親家庭等医療費受給者証の住所変更手続き	受給者証、健康保険証	引越し先の区役所の担当課で手続きをしてください。	
	母子父子寡婦福祉資金の住所変更手続き	—	資金の貸し付けを受けた区の窓口へお問い合わせください。	
福祉サービス	重度心身障害者医療費受給者証の住所変更手続き	受給者証、健康保険証	引越し先の区役所の担当課で手続きをしてください。	※
	重度精神障害者通院医療費受給者証の住所変更手続き	受給者証、健康保険証	引越し先の区役所の担当課で手続きをしてください。	
	身体障害者手帳の住所変更手続き	身体障害者手帳、本人確認書類、マイナンバーカード等	引越し先の区役所の担当課で手続きをしてください。	
	療育手帳の住所変更手続き	療育手帳	引越し先の区役所の担当課で手続きをしてください。	

(裏面に続く)

チェック	必要な手続き	お持ちいただくもの	手続きのしかた・手続きの必要な方	担当課	
福祉サービス	特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の住所変更手続き	本人確認書類	引越し先の区役所の担当課で手続きをしてください。	区福祉課	
	心身障害者扶養共済制度の住所変更手続き	本人確認書類	引越し先の区役所の担当課で手続きをしてください。		
	障害福祉サービス等の住所変更手続き	受給者証、マイナンバーカード等	引越し先の区役所の担当課で手続きをしてください。		
	精神障害者保健福祉手帳の住所変更手続き	精神障害者保健福祉手帳、本人確認書類、マイナンバーカード等	引越し先の区役所の担当課で手続きをしてください。		
	自立支援医療(精神通院・育成・更生医療)の住所変更手続き	自立支援医療の医療受給者証、本人確認書類、マイナンバーカード等	引越し先の区役所の担当課で手続きをしてください。		
	特別児童扶養手当の住所変更手続き	手当証書、本人確認書類	引越し先の区役所の担当課で手続きをしてください。		※
	未熟児養育医療給付の住所変更手続き	—	詳しくは窓口へお問合わせください。		
	小児慢性特定疾病医療費助成の住所変更手続き	受給者証	変更届を提出してください。		
	福祉電話・あんしん電話の廃止または変更届	身体障害者手帳、本人確認書類	障害者の方で設置している方は、引越し先の区役所の担当課で手続きをしてください。		
	配食サービス・高齢者在宅介護用品支給の住所変更手続き	—	引越し先の区福祉課で手続きをしてください。		
	特定医療費(指定難病)医療費助成の住所等変更手続き	特定医療費(指定難病)受給者証、本人確認書類、その他変更手続きに必要な書類	変更届を提出してください。		
	聴覚障害者用災害避難情報ファクス送信サービスの変更手続き	—	引越し先の区役所の担当課で手続きをしてください。		
	福祉電話・あんしん電話の住所変更手続き	—	高齢者の方で設置している方は、引越し先の区福祉課で手続きをしてください。		
後期高齢者医療	後期高齢者医療被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等の住所変更手続き	—	被保険者証等をお持ちの方には、市民課(出張所)へ届出の日から、概ね一週間以内に区福祉課高齢介護係から住所変更後の被保険者証等を郵送します。手続きは不要です。	※	
介護保険	介護保険被保険者証等の住所変更手続き	—	被保険者証等をお持ちの方は、市民課(出張所)へ届出をされると、区福祉課高齢介護係から住所変更後の被保険者証等を郵送します。手続きは不要です。(身体障害者支援施設等の介護保険の適用除外施設へ入所または退所されたときは、区福祉課高齢介護係で介護保険の適用除外(資格喪失)に係る手続きをしてください。)		
被爆者健康手帳	被爆者健康手帳等の住所変更手続き	被爆者健康手帳又は健康診断受診者証、本人確認書類併せて、手当受給者は手当証書	引越し先の区地域支えあい課又は出張所の窓口で手続きをしてください。	※ 区地域支えあい課	
犬	犬の登録の住所変更手続き	電話で変更の手続きができますので、動物愛護センターへご連絡ください。(TEL082-243-6058)		健康福祉局動物愛護センター	
衛生	し尿くみ取りの中止・申込み	広島市都市整備公社環境事業課へご連絡ください。(TEL082-244-7791) ※東区温品、上温品、馬木、福田地区及び安芸区にお住まいの方は、安芸地区衛生施設管理組合へご連絡ください。(TEL082-885-2534)		環境局業務第二課	
	浄化槽管理者変更等の手続き	浄化槽管理者が転居される場合は、浄化槽管理者変更等の手続きが必要になることがあります。担当課まで連絡してください。(TEL082-504-2223) ※市営浄化槽を使用されているときは、下水道局管路課へご連絡してください。(TEL082-504-2719)			
市営住宅	市営住宅の同居者の異動又は使用の権利の承継の手続きなど	市営住宅の同居者が転居された場合は、異動の手続きが必要です。また、市営住宅の入居名義人が転居され、同居を承認されている方が引き続きその住宅に居住しようとするときは、入居承継の承認が必要です。入居承継の承認には、一定の条件を満たす必要があります。なお、一定の基準を満たしていても、同居の承認を受けていない場合は、入居承継することができません。詳しくは区建築課へお問い合わせください。		区建築課	
	市営住宅の同居承認申請の手続きなど	市営住宅に同居する場合は、同居の承認手続きが必要です。同居の承認には一定の基準を満たす必要がありますので、詳しくは区建築課へお問い合わせください。			
地域	町内会・自治会への加入	加入を希望される方は、お住まいの地域の町内会・自治会役員にお申し込みください。役員が分からない場合は、担当課へお問い合わせください。 ◎市ホームページでも加入の取り次ぎを行っています。 市ホームページの検索ボックスから『町内会加入』で検索 → 『町内会・自治会に入りましょう! (町内会・自治会の加入取次フォーム)』の記事から加入の取り次ぎができます。		区地域起こし推進課	
墓地	市営墓地(又は高天原納骨堂)使用者の住所等変更手続き	市営墓地(又は高天原納骨堂)の使用権者の住所等が変わった場合、届出が必要です。詳しくは窓口へお問い合わせください。 (①市営墓地: TEL 082-241-7451) (②高天原(たかまがはら)納骨堂: TEL082-289-1698 永安館管理事務所)		健康福祉局環境衛生課	
防災	防災行政無線屋内受信機の設定の変更など	防災行政無線屋内受信機を貸与されている方が転居される場合は、防災行政無線屋内受信機の設定の変更等が必要です。詳しくは危機管理室災害対策課に電話等で連絡してください。(TEL 082-504-2831)		危機管理室災害対策課	
	防災情報電話通知サービスの登録内容の変更等	防災情報電話通知サービスを登録されている方が転居される場合は、登録内容の変更等が必要です。詳しくは危機管理室災害対策課に電話等で連絡してください。(TEL 082-504-2356)			
パートナー	パートナーシップ宣誓書受領証等の変更	住民票又は住民票記載事項証明書、宣誓書受領証、宣誓書受領カード、本人確認書類	宣誓書の住所に変更があった場合、宣誓書受領証と宣誓書受領カードの記載を変更する必要があります。変更届に住民票等と受領証等を添付し、市民局人権啓発課へ届け出てください。詳しくは人権啓発課へお問い合わせください。(TEL:082-504-2165)	市民局人権啓発課	